

健やか資格要件に該当する認定基準

次のいずれかに該当する中小企業者とする。

(1) 連携する健保協会等から「従業員等の健康増進に積極的に取組む企業」の認定を受けている。

※連携する健保協会等及び認定基準については、「連携協定締結健康保険協会・組合一覧」のとおりとする。

※「従業員等の健康増進に積極的に取組む企業」の認定書は、本制度専用の認定書である。

(2) 日本健康会議から「健康経営優良法人」の認定を受けている。

(3) 埼玉県から「埼玉県健康経営実践事業所」の認定を受けている。

【連携協定締結健康保険協会・組合一覧】

健康保険協会・組合名	認定基準
全国健康保険協会 埼玉支部	次のすべてを満たす先 ・全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診受診率（事業主による定期健康診断を含む）が80%を超える。 ・全国健康保険協会埼玉支部の被保険者となる代表者（個人事業主の場合は申込人）、役員、従業員の合計が5名以上である。
川口工業 健康保険組合	次のすべてを満たす先 ・川口工業健康保険組合が把握する特定健診等（事業主による定期健康診断を含む）の受診率が80%以上であり、川口工業健康保険組合と協力して従業員等の健康管理を実施している。 ・川口工業健康保険組合の被保険者となる代表者、役員、従業員の合計が5名以上である。
東京金属事業 健康保険組合	次のすべてを満たす先 ・東京金属事業健康保険組合が把握する直近の健診受診率が80%以上である。 ・認定申請日において、被保険者が5名以上である。 ・被保険者の健康の保持増進に努め、特定健診・保健指導等の受診を推進するなど、被保険者の健康管理を積極的に実施している。
埼玉県建設業 健康保険組合	次のすべてを満たす先 ・埼玉県建設業健康保険組合が把握する健診（事業主による定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防健診を含む）の受診率が80%以上であり、埼玉県建設業健康保険組合と協力して従業員等の健康管理を実施している。 ・埼玉県建設業健康保険組合の被保険者となる代表者、役員、従業員の合計が5名以上である。
全国土木建築 国民健康保険組合	次のすべてを満たす先 ・全国土木建築国民健康保険組合が把握する特定健診等（事業主による定期健康診断を含む）の受診率が80%以上であり、全国土木建築国民健康保険組合と協力して従業員等の健康管理（ヘルスアップチャレンジ）に取り組む、その表彰基準を満たしている。 ・全国土木建築国民健康保険組合の被保険者となる代表者、役員、従業員の合計が5名以上である。
埼玉県金属加工 健康保険組合	次のすべてを満たす先 ・埼玉県金属加工健康保険組合が把握する特定健診の受診率が80%以上である。 ・埼玉県金属加工健康保険組合の被保険者となる代表者、役員、従業員の合計が5名以上である。

（令和7年4月1日改正）